

注意!

糸島警察署からのお知らせ



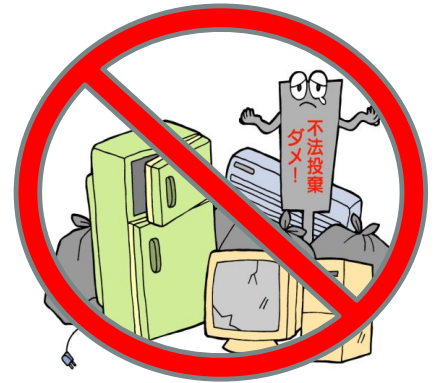
ゴミ捨てや焼却は違法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の場合
5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金

① みだりにゴミを捨ててはいけない

【例】

- ・ 穴を掘って埋めること
 - ・ 川などに捨てること
- など廃棄物を最終的に自然に戻すこと



② 原則、ゴミを燃やしてはいけない

【例】

- ・ 剪定枝や雑草等の焼却
 - ・ 紙くず、買い物袋などの焼却
- など農業関係者等のやむを得ない焼却やたき火や宗教上の行事など例外として認められている場合を除く焼却



これくらい・・・、昔は良かったのに・・・は通用しません!
適正に処理しましょう!!

福岡県警察 糸島警察署